

## 伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 目的

書かない窓口システムを導入するにあたり、公募型プロポーザル方式により、豊富な知識と専門的な企画力を有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により、最も優秀な者を選定することを目的とする。

#### (2) 業務名

伊賀市書かない窓口システム導入業務委託

#### (3) 履行場所

伊賀市四十九町地内 他

#### (4) 業務内容

別紙「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託仕様書」のとおり

#### (5) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 2. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

### 3. 予算限度額

委託料の上限は 77,958,100 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

### 4. 参加資格

公告日現在、伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第29号)第15条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「事務事業委託—システム開発・管理」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

(4) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）

(5) 法令、規則等に違反していない者

- (6) 書かない窓口導入のために調達するシステムは、デジタル庁が公募した「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 DXaaS 提供-令和8年度募集-」の採択を受けていること。
- (7) 他の地方自治体で、書かない窓口システムの導入実績があること。

## 5. 技術提案を求める内容

別紙「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託仕様書」のとおりとする。

## 6. 参加資格確認申請書及び設計図書等

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号） 1部

イ 履行実績書（様式第3号） 1部

※ 業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績を証する書類（写）を添付すること。

ウ 配置予定技術者届出書（様式第4号） 1部

※ 雇用の確認できる書類、資格証の写し及び実務経験を証する書類を添付すること。

### (2) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月16日（月）まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所5階  
伊賀市総務部デジタル自治推進課

ウ 提出方法 持参または郵便による提出  
(令和8年3月16日（月）午後4時30分必着のこと。)

### (3) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月16日（月）まで  
伊賀市ホームページに掲載する。

### (4) 設計図書等に対する質問

ア 提出期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月16日（月）午後4時30分まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出方法 質問書（様式第9号）を作成し、電子メールに添付のうえ送付する。  
また、メールの件名は本プロポーザルに関する質問書であることがわかるよう配慮すること。

ウ 送付先 伊賀市総務部デジタル自治推進課 DX推進係  
メールアドレス：dx@city.iga.lg.jp

### (5) 設計図書等に対する回答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和8年3月23日（月）に伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

## 7. プロポーザル参加資格の確認

### (1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

### (2) 参加資格の有無の通知

令和8年3月26日（木）

### (3) 参加資格の有無について

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知する。

### (4) 資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内までの午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所5階  
伊賀市総務部デジタル自治推進課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

### (5) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

## 8. 提案書の提出

### (1) 提出期間 令和8年3月27日（金）から令和8年4月3日（金）まで

午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

### (2) 提出場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所5階

伊賀市総務部デジタル自治推進課

### (3) 提出方法 持参又は郵便による。

（令和8年4月3日（金）午後4時30分必着のこと。）

### (4) 提出部数 別紙「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

### (5) 作成要領 別紙「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル企画

## 提案書等作成要領」参照

### 9. 評価方法及び評価基準

企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市書かない窓口システム導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。評価方法及び評価基準は、別紙「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

### 10. ヒアリングの実施

(1) 開催日 令和8年4月15日（水）

実施時間及び場所については、改めて通知する。

(2) 方 法 プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施し、別紙「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおり審査を実施する。

### 11. 提案書の特定

(1) 提案書特定・非特定の通知

令和8年4月22日（水）

(2) プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第7号）により通知する。

(3) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により非特定理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所5階  
伊賀市総務部デジタル自治推進課 DX 推進係

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

### 12. 業務委託先の決定

(1) 業務仕様書の作成

提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について伊賀市とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

(2) 契約の方法

業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

(3) 契約保証金の納付

伊賀市契約規則第 28 条の規定による。

### 13. その他

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。